

平成 28 年度途上国向け低炭素技術イノベーション創出事業 ～よくある質問と回答～

最終更新：平成 28 年 5 月 12 日

- ※ 平成 28 年度の公募に合わせて、平成 27 年度までに寄せられた質問等に対する回答を更新しました。
- ※ 公募説明会での質疑応答を追加しました。
- ※ 電子メールでの質疑応答を追加しました。

【1. 公募全般】

- Q1-1: 本補助事業の今年度の予算額はいくらか。1 件当たりの補助金の規模感はどの程度か。上限はあるのか。
- A1-1: 今年度予算は 13 億円ですが、これから執行団体の事務費及び平成 27 年度からの継続案件補助金額を除いた 2 億円余りが、平成 28 年度新規案件の採択事業予算となります。但し複数年度事業についての平成 29-30 年度継続実施の予算枠はそれぞれ今年度程度を想定しております。
また、1 件当たりの枠や上限は特には設定していません。
- Q1-2: 来年度も新規事業の募集はあるのか。
- A1-2: 来年度の新規募集の有無については、現在のところ未定です。
- Q1-3: 今年度採択された事業の、次年度以降の予算は確保されるのか。
- A1-3: 次年度以降の補助事業は、次年度において政府予算に所要の予算処置が講じられた場合に実施されるものであり、今年度提案された次年度以降の予算の確保を保証するものではありません。
- Q1-4: 次年度の交付申請を行う際に、事業の内容や金額を今年度の提案時の内容から変更することは可能か。
- A1-4: 今年度の中間審査(H29 年 1 月頃予定)において、次年度の事業実施の可否についての審査が行われますので、今年度の事業の実施内容を踏まえた次年度の実施内容の変更はその際に提起してください。ただし、補助金額の上限については、提案採択時の金額から変更することはできません。
- Q1-5: 本事業では、JCM 設備補助事業のように、国際コンソーシアムを組み、モニタリングを行うことは必要か。また、方法論を作成する必要はあるか。
- A1-5: 本事業は、JCM へ繋がる技術の開発・実証を行うものですが、直接的にクレジットを獲得する事業ではないため、方法論の作成やそれに基づく JCM クレジット獲得のためのモニタリングは不要です。また国際コンソーシアムも不要です。なお、事業完了後も CO2 削減効果等の事業報告はしていただきます(公募要領 P7(13)参照)。
- Q1-6: 国や自治体の他の補助金との併用は可能か。
- A1-6: 他の法令や予算に基づく補助金等の交付を受けている事業は対象となりません。(交付規程第 3 条 4 号)

【公募説明会における Q&A】

- Q1-7: 国際コンソーシアムを含む必要はないと書かれているが、代表者が日本法人で、SPC やジョイントベンチャー等現地の外国法人が入っている場合の扱いについて漠然としているが、どのようになるか。
- A1-7: 代表事業者及び共同事業者は日本法人である必要があります。協力企業が外国法人であるのは構いません。
- Q1-8: この事業は JCM ではないが、この技術で CO2 の排出が削減され、顧客がその削減量のクレジットを取得したい場合、取得の申請は可能か。
- A1-8: JCM クレジット取得については、本補助金事業での CO2 削減量は、JCM の正式な手続きを経ていないので、これをクレジット化することはできませんが、今回の実証事業等をベースに、将来的に新たな設備導入により JCM 設備補助事業を通してクレジット取

得に繋げていただくことは可能です。

- Q1-9: 当初実証場所として想定していた国・地域が、現地の事情等により実施することが難しくなった場合、対象地域を変更することは可能か。
- A1-9: 本事業は、特定の地域の特性に合った技術をリノベーションして普及展開を図ることを目的としているため、対象地域の変更により前提条件やリノベーション技術が当初の実施計画書から大きく変更される場合は認められません。但し、同じ条件が適用されるのであれば、対象地域の変更を計画変更とすることも可能です。

【2. 補助対象事業】

- Q2-1: 国内で実証が基本ということだが、使用技術が現地の気候・気象状況に左右されるため、現地での実際の使用者のフィードバックを受けて改善ということもあり東南アジア地域での実証を考えているが、このような実証は可能か。また、複数国での実証も認められるか。
- A2-1: 実証は基本的に国内で実施することと記載されていますが、日本と異なる気象状況、現地でのみ調達可能な資機材、不安定な電力等、途上国特有の環境下でないと実証できないと認められる場合は、国外実証は可能であり、昨年度は複数の事業で国外実証を行っています。また、複数国での実証は可能ですが、ほぼ同一条件の国々や地域にターゲットを絞ってください。
- Q2-2: 海外での実証を想定している場合、対象の技術、製品は日本で製造されたものでないといけないのか。日本企業が他の国で生産しているものを、第三国で実証することは可能か。
- A2-2: 事業の核となる技術は日本国内で開発・実証されたものとしてください。汎用品で賄えるものは、現地調達も可能です。例えば、モーターの開発の場合、(コイルなど)コアな部分以外の外の部材等は現地や第三国で調達して構いません。
- Q2-3: 個々の機器ではなく、プロセスを現地で実証する場合、日本で使用されている機器を導入せずに、必要な機器を現地又は第三国で調達しても問題ないか。
- A2-3: A2-2 同様、事業の核となる技術は日本国内で開発・実証されたものを導入いただく必要があります。例として、バイオエタノール製造プラントの場合、コア機器ではない蒸留機器、プラント本体、熱交換器等汎用品は現地等で調達して構いません。ただし導入する技術によって異なるため、審査の中で個別判断となります。
- Q2-4: 日本国内で実証された技術が対象となるとのことだが、国内での販売実績や普及度合いは要件となるのか。
- A2-4: 実証を終えていることが要件であり、販売、普及している必要はありません。日本において技術の確立と実証が終了している技術であれば本事業の対象となり、その場合必ずしも日本で使用されていなくても構いません。他方で、本事業の目的は、研究所から出ていない研究開発段階の技術開発の支援ではなく、現時点でも利用可能な技術を途上国で普及するような技術・製品に改造・改良していただくことです。
- Q2-5: 保有した設備で事業、営業を行うことは認められるか。
- A2-5: 本事業は原則として実証事業に対する補助を行うものですが、補助金交付の目的に反しなければ商用ベースの実事業を行っても結構です。ただし、相当の収益が生じたと認められる場合は、交付した補助金の全部または一部に相当する金額を国庫に納付いただく場合があります。

【公募説明会における Q&A】

- Q2-6: 対象国の指定について、物流で対象国が複数国にまたがる場合、例えばインドシナのような表現でも良いのか。
- A2-6: 複数国での事業実施は基本的に可能ですが、国によって事情が異なることもあるので、日本と各対象国との違いを明確にし、それに対し必要となるリノベーションの内容についても明確にして下さい。GEC ホームページにて H26~27 の案件が紹介されておりますので、過去の採択実績も参照してください。
- Q2-7: Q2-5 に保有した設備で事業、営業を行うことは認められるか？の答えについて、もう少し詳しく説明してほしい。
- A2-7: 事業化に必要な技術リノベーションを行うにあたって、事業を進めながら実証する

ことが必要な場合や、実証や成果の確認が終了した後の機器や設備を使用して事業や営業をおこなう事は、補助金交付の目的に反しない限り妨げるものではありません。しかし相当の収益が生じたと認められる場合、例えば補助事業をすべて終了した年度以降の3年間のあいだに、補助対象経費の自己負担額を上回る収益が生じる場合などには、交付した補助金の全部または一部に相当する金額を国庫に納付いただく場合があります、具体的には個別に判断させていただきます。

【3. 補助対象者の要件】

- Q3-1: 公募申請にあたって、現地の政府機関との調整、現地の実証実務も担っていただく協力事業者との共同提案を考えているが可能か。
- A3-1: 他事業者との共同提案は可能ですが、公募要領に記載の通り補助対象事業者はすべて国内における法人等(日本にて登記の法人)であることが前提であり現地事業者との共同提案はできません。現地事業者へは必要業務を委託(請負)して頂くこととなります。
- Q3-2: 公募要領の2.(4)ア)で規定されている、中小企業該当の判断基準はあくまでも「中小企業基本法第2条第1項」に該当するかどうかで、いわゆるみなし大企業(大企業の子会社等)でも当該項目に該当していれば、3分の2補助対象という考え方でよいか。
- A3-2: ご理解のとおり、中小企業該当の判断基準はあくまでも「中小企業基本法第2条第1項」に該当するか否かとなります。

【公募説明会における Q&A】

- Q3-3: 共同事業者に具体的な責務は発生するのか
- A3-3: 基本的には代表事業者が全ての責務を負うこととなります。但し、円滑な事業の執行や補助金返還など代表事業者が負うリスクを軽減する為にも、代表事業者と共同事業者の任務や関係性を明確化するべく両者間で取り決めを交わすことをお勧めします。

【4. 補助対象経費・利益排除】

- Q4-1: 下のような調査については、開発費として認められるか？また、当該調査について、外部委託することは可能か。1)事業化・普及可能性を検討するための市場や規制、需要、自然環境等についての文献調査、現地ヒアリング調査 2)競合する製品についての文献調査、現地ヒアリング調査 3)他国への展開を検討するための文献調査、現地ヒアリング調査
- A4-1: 事業を行うために直接必要な機器、設備又はシステム等の開発のための調査に要する経費は開発費として認められます。1)~3)の各項目についての可否には個別の事業内容に照らした総合判断となりますのでご相談ください。また、必要な調査を外部委託することは可能です。
- Q4-2: 技術のリノベーションに関して、国立大学法人との共同研究を行う場合、発生する共同研究費を補助対象経費(開発費)に含めることは可能か。
- A4-2: 可能です。なお、国立大学法人に請負又は委託により研究を行う場合は請負費または委託費として計上してください。また、交付申請の際は共同研究に関する契約を締結し、センターに届け出て頂く必要があります。
- Q4-3: 海外等における外国人の労務費の証明はどのように行うのか。
- A4-3: 労務費単価については、契約書等を添付(提案時は案でも可)し、当該国において適正と思われる単価を用い、根拠となる書類等を添付してください。
- Q4-4: 交付申請時と支払い時の為替レートが異なることにより、補助金請求金額が交付決定額を超えた場合の超過部分は認められるか。
- A4-4: 認められません。為替リスクヘッジは事業者自ら行っていただきます。
- Q4-5: 補助事業の完了より前に経費に大きな変更があった場合の取り扱いはどうなるのか。(例:現地事業者の変更や現地インフラ整備事業計画の変更に伴う経費の変更等)
- A4-5: 完工までの間の大きな変更は交付規程第8条三項に定める「計画変更承認申請書」を提出いただきます。その場合の経費は交付決定した補助金額が上限となります。
- Q4-6: 利益排除について、製造原価の具体的な証明方法はどうすればよいか。

- A4-6: 製造部門からの製造原価証明で可です。(ただし部門責任者の印が必要)
- Q4-7: 保守に関わる費用(メンテナンスコスト等)は、計上できるのか。
- A4-7: 保守に関わるコストは、補助の対象外です。
- Q4-8: 「提案書作成の手引き」の件費単価の算定方法について、年間総支給額、年間法定福利費に時間外手当に関するものは、含めないのか。
- A4-8: 年間総支給額には時間外手当を含めないで下さい。ただし、年間法定福利費については、4月から6月までの3ヶ月間の報酬(時間外手当含む)を元に決定される標準報酬月額などから算出されるため、時間外手当が加味されていても差し支えありません。
- Q4-9: 交付規程別表第2で事務費の割合は、4.5~6.5%とあるが、0%でも構わないのか。
- A4-9: 4.5~6.5%は事務費割合の上限値であり、0でも問題ありません(公募要領の別表1参照)。
事務費の計算例は、センターのウェブサイトに掲載している「公募提案書作成の手引き」を参照してください。
- Q4-10: 現地に機器を輸送する際の保険、運賃、関税は補助対象となるのか。
- A.4-10: 貨物海上保険、運賃、関税は補助対象です。
- Q4-11: 海外における付加価値税(VAT)は経費として申請はできるのでしょうか
- A4-11: 付加価値税は、外国企業に関しては還付制度がありますので、原則はそちらを利用していただきます。
また、その国にある事業社の子会社が通じての取引の場合は、日本の消費税と同じく仕入れ控除の仕組みを利用ください。
但し、還付の実施が難しい、或は現地の子会社は事業をしないなどの事情がある場合には、現地の付加価値税(VAT)の仕組みを調査の上個別に相談ください。

【公募説明会における Q&A】

- Q4-12: 海外の工場における省エネを考えているが、顧客のプラントで実証事業を実施する場合、顧客に作業して頂くのを委託という形で経費計上できるのか。
- A4-12: 現地で実証事業に協力頂くにあたり発生した外注費や委託費は計上可能です。ただし事業の核となる技術は、日本のものである必要があります。
- Q4-13: リノベーションを実施するにあたり、設計・開発・普及計画の策定等において、コンサルティング費用を計上することは可能か？どの程度であるなら認められるか。
- A4-13: 当該事業を実施するのに必要な調査は対象経費として認められます。調査のためのコンサルティング費用についても、個別の事業ごとに判断されますが、事業に必要であると認められれば経費として計上可能です。提案書の提出の際は、実施体制の欄にコンサルティング会社との関係性・業務内容がわかるように記載して頂くと共に、場合によっては契約書案や仕様書案を添付いただくこともあります。
- Q4-14: 技術実証後のデータ取得やモニタリングに係る経費はどの程度認められるのか。
- A4-14: 実証する設備・施設・システム等のモニタリングに係る経費は、本事業期間内であれば認められます。
- Q4-15: 設備の開発にあたり現地の気象条件と重要になってくるが、測定機器設置の経費は認められるのか。
- A4-15: 個々の事業によって総合的に判断されますが、開発技術の実証に必要であると判断されれば、対象経費として認められます。
- Q4-16: 実証技術の現地規格、または国際規格の認証取得に係る経費や、現地に機器等を設置する際に必要なその他許認可等の申請に係る経費は、必要経費として認められるか。
- A4-16: 許認可を取得する為の技術や製品の開発に係る経費であれば認められますが、許認可の申請に係る経費等は対象外です。但し、申請する為に必要な試験費用(外部試験機関への委託等)は認められます。

【電子メールによる Q&A】

- Q4-17: 利益排除について、複数の企業で事業を実施する場合に、代表事業者が、共同実施事業者の製品を調達する場合は、補助対象経費に利益を含めることは認められるのか。
- A4-17: 共同事業者が自身から調達する場合や、代表事業者が共同事業者から調達する場合には、利益排除の対象となりますのでご注意ください。

- Q4-18: 弊実証施設の機器類を現地に収納するにあたり、収納庫(たて9メートル、よこ11メートル程度)を設置する必要が確認された。基本的に土木建築に関しては経費対象外と認識しているが、機器収納に限った最小限の施設について、例えば付帯工事費等での計上が可能か。
- A4-18: 建屋の建設(簡易なものを除く)は、基本的に補助対象外ですが、機器の設置において必要不可欠で最小限のものや、技術のリノベーションの要素の一部となると考えられるものなどについては、具体的な内容をもとに個別に判断させていただきます。

【5. 審査】

- Q5-1: この事業は JCM 構築国以外の開発途上国も対象となっているが、JCM 構築国が優先されるのか。
- A5-1: 応募案件の交付申請額の合計が予算枠を超える場合は、公募要領 P20「B.評価審査」に記載されているように、JCM を開始した国及び開始することに関する決定が成された国の優先度が高くなります。
- Q5-2: 審査項目に「事業化・普及の見込み」とあるが、本事業の目的は、優れた日本の低炭素技術や製品等を、途上国で普及するようにリノベーションすることと捉えている。本項目では、JCM 案件での導入の見込みというよりは、自主的なビジネスによる導入の見込みが評価されると考えて良いか。
- A5-2: ご理解の通り、本事業では、実証される技術が 2020 年及び 2030 年の事業化や普及の見込み、ひいては当該技術・製品の普及を通じた CO2 排出削減量の見込みも評価の対象となります。合わせて、JCM での活用が見込めるかについても評価の対象とします。

【公募説明会における Q&A】

- Q5-3: ヒアリングの際、既に提出している書類以外の書類の持参は可能か。
- A5-3: 原則、ヒアリングは既に提出された提案書(様式4)を基に行いますが当日若干(1~2枚程度)の追加資料の提出は認めています。

【6. 応募方法・提案書類】

- Q6-1: 応募様式1の申請者の代表者について、代表者は、役員以上の者でなければならないのか、あるいは役員でなくとも、事業部門長であればよいのか。
- A6-1: 代表印を押印できる方を申請者の代表者として下さい。
- Q6-2: 応募様式 2-1 実施計画書<技術及びリノベーションの内容>【対象とする国・地域における事業化・普及の見込み】の記載に「副次的効果があれば、あわせて記載すること(任意)」とあるが、「メタン発生が減る」「副産物により経済性が向上する」などといったことも記載しても良いのか。
- A6-2: 記載していただいて構いません。本事業の主目的はエネルギー起源 CO2 の排出削減ですが、メタン発生抑制は温室効果ガスを削減することに繋がるため、副次的な効果として別途評価を行います。
- Q6-3: 応募様式 2-1 実施計画書について、ページ数の制限や推奨されるページ数等があるか。
- A6-3: ページ数の制限は特に設けていませんが、10 ページ以下を目安とお考えください。
- Q6-4: 事務費の率に関わる事務費とは、区分の事務費なのか、費目の事務費なのか。
- A6-4: 交付規定 別表 2 及び公募要領 別表 1 の通り、区分の事務費です。開発実証に係る事務費は、業務費の開発費に計上してください。
- Q6-5: 応募様式 3 について、為替レートは社内レートでも良いか。
- A6-5: 補助事業者の経費(現地レートで支払う給料や出張手当等)については、レートの算出根拠等の証憑書類を添付いただければ社内レートでも差し支えありませんが、外部への支払いについては認められません。
- Q6-6: 共同実施の場合、事務費の中の労務費の単価は、企業ごとに異なる単価となるのか? また、一つの法人は健保等級、もう一つの法人は実績単価、という風に、異なる積算方法でも良いか。

- A6-6: 事業者ごとに業務従事者別の実績単価を提示いただき、精算時はその実績単価で精算いただきます。また、提案応募時においても実績単価で積算頂くのが望ましいですが、困難な場合、健保等級などによる単価で積算頂いても構いません。(交付申請時には実績単価での積算が必要です。)
- Q6-7: 公募提案書作成手引きのP19に記載の見積もり合わせは2社以上で良いか。また、応募申請時には、そのうち安い方の見積書を添付するということによいか。
- A6-7: 応募申請時は1社で構いませんが、精算時には2社以上の見積を準備頂くことになります。また、一般競争に付さない調達の場合は理由書を添付いただく場合があります。
- Q6-8: 「補助金交付申請額」の金額は税抜表示によいか。消費税および地方税相当額はゼロによいか。
- A6-8: 消費税仕入税額控除のルールにより、消費税申告時に支払消費税は差引きされるので、ほとんどの応募者は消費税および地方税相当額は0円で申請いただくことになります(ただし、消費税及び地方消費税が課税されない団体及び、消費税法の特例による免税事業者等を除きます)。

【公募説明会における Q&A】

- Q6-9: 手引き P6 のリノベーション及び実証の計画・方法について、事業が複数年度になる場合、目標の設定は各年度となるのか。
- A6-9: 複数年度の事業の場合、年度毎に目標設定して下さい。それが、P12 イノベーション事業実施スケジュールに反映されることになります。

【電子メールによる Q&A】

- Q6-10: 過去には人件費単価として健保等級を使用することが認められていたと思うが、今年度の提案では、所定の「人件費単価算出表」を用いて、各従事予定者の人件費を計算する必要があるのか。健保等級は今年度は使用してはならないということか。
- A6-10: 提案が採択されたあとの交付申請時には、実績単価で積算していただくことになりますので、提案応募時にも業務従事者別の実績単価をもとに積算していただくのが望ましいですが、困難な場合には健保等級等による単価で積算いただいても構いません。ただし、この場合でも交付申請時～精算時は実績単価での積算となります。(A6-6を御参照ください。)

【7. 補助金の支払い】

- Q7-1: 三年間の事業を対象とすることができるのとことだが、中間払いは申請できるのか。できる場合、何を証明すれば支払ってもらえるのか。
- A7-1: 全額最終年度に精算払いするのではなく、年度ごとに請求書、領収書等を確認の上、出来高を精算払するのを原則とします。
- Q7-2: 複数年度事業であっても、単年度毎に2月末に工期完了となるため、3月から4月の交付・事業開始までの間は補助対象外か。
- A7-2: 複数年度事業であっても2月末までの事業が補助対象であり、3月実施分は補助対象外となります。2年度目、3年度目は、原則その年度の交付決定後に事業開始となりますが、所定の手続き(様式第18翌年度補助事業開始承認申請書)により、交付決定日より前(当該年度の政府予算執行日から)に事業を開始することも可能です。
- Q7-3: 複数年事業であっても複数年度事業であっても、単年度毎に2月末に工期完了となるため、3月から4月の交付・事業開始まで、当該年度に発注したものは同年度の2月に支払い処理をする必要があるか。例えば、納期が10カ月間で、今年度9月に発注して、来年7月に完成する設備の場合は、補助対象外となるか。
- A7-3: 発注から納品までの期間が年度を跨ぐこと自体には問題はありませんが、複数年度事業であっても各年度で経費発生と支払いが完了した経費が補助対象となりますので、その点にご留意ください。納期が年度を跨ぐ場合、複数年度事業として応募いただき、年度毎に必要な経費を明確に区分して応募提案書に記載いただきます(例:初年度目は設計及び部品調達、2年度目は製作～試験調整～現地据付など年度ごとに検収すべき内容を明確にしてそれに対応する経費を計上する)。採択が決定した複数年度事業は、毎年度交付申請を行っていただき、当該年度の交付決定後、当該年度末(2月)ま

でに支払った分(出来高)の証憑があれば、当該年度の補助金として確定し、支払い可能となります。ご提示のケースでは、当該年度2月末時点までの補助金対象額を検査した上で、補助金をお支払いすることになりますが、残りの分は、次年度継続事業として認められ、次年度の交付申請を提出いただいた上で交付決定となれば、補助対象となります。

- Q7-4: 公募要領 P7 の「補助金の支払い」において、補助金の支払いは交付額の確定通知を受けた後、センターに精算払い請求書を提出しその後支払う、とされているが支払いはいつになるのか。
- A7-4: 例えば、3月10日までに完了実績報告書を提出していただき、確定検査を経て速やかに確定通知を発出できる事業は、3月末での支払いが可能です。早期に事業が完了する場合は、年度末より早く支払うことも可能です。

【8. 取得財産の管理・返還義務】

- Q8-1: 公募要領 P6「3.(10)取得財産の管理について」に、「場合によっては補助金の返還が必要になることがあります」とあるが、「場合によっては」とは具体的にどのような場合か。
- A8-1: 補助事業の全部もしくは一部が中止もしくは廃止される場合や、補助事業者が法令もしくは交付規程に基づくセンターの指示等に従わない場合、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合や不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合などにおいて、補助金の返還が必要になる場合があります。(交付規程第14条2項)
また、補助事業の完了によって相当の収益が生じた場合(交付規程第8条十一号や、センターの承認を得ないで取得財産の処分を行った場合(交付規程第8条十三号)にも、補助金の返還が必要となる場合があります。
- Q8-2: 2年間の実証事業を想定しているが、実証後は、1)現地でそのまま使う、2)設備を撤去する、の二つの場合が考えられるが、1)の通り継続して使用することは可能か。
- A8-2: 事業完了後も3年間に亘る毎年度の事業報告書の提出と法定耐用年数の期間は設備を保有、管理する責任が代表事業者に課せられています。当該期間内の譲渡等についてはGECへの申請が必要であり、内容によっては補助金を返還いただく場合があります。
- Q8-3: 本事業での導入設備は開発研究用設備として取り扱われ、耐用年数は昭和40年大蔵省令第15号 別表第六 開発研究用減価償却資産の耐用年数表で考えればよいのか。
- A8-3: その通りです。従って単価50万円以上の機械及び器具等については定められた耐用年数期間の管理が必要です
- Q8-4: 事業終了後3年間、事業報告書提出とのことであるが、具体的な報告内容はどのようなものとなるのか。CO2削減量を具体的に計測し報告するような内容が含まれるのか。
- A8-4: 様式第19(第16条関係)にて「事業による成果の活用状況等について」事業完了からその年度3月度末及びその後の3年間報告頂くこととなります。公募申請時の提案内容に沿った事業展開、CO2削減量が実現できていることを別途報告書書式(地球環境センターが別途提示)に則って報告いただきます。

【公募説明会における Q&A】

- Q8-5: 補助事業で構築した実証設備をサイトの顧客に所有権を譲渡することは可能か？可能な場合、いつから譲渡できるのか。
- A8-5: 補助事業で取得した財産は、補助事業終了後も法定耐用年数の期間は処分制限がかかりますので、センターの承認を得ることなく所有権を譲渡することはできません。法定耐用年数の期間は、しっかりと管理をお願いいたします。
- Q8-6: 取得財産の管理として、法定耐用年数の期間、代表事業者が設備等を管理しなければいけないとあるが、昭和40年大蔵省令第15号 別表第六 開発研究用減価償却資産耐用年数表では3~7年と設定されている。つまり、最長で7年間管理する必要があるということか。
- A8-6: その通りです。耐用年数は設備によって異なりますので、耐用年数表と対象設備を照らし合わせて、必要年数管理して頂くこととなります。

【9. その他】

Q9-1: この補助金は、固定資産の圧縮記帳の適用を受けられるか。

A9-1: 本補助金の交付を受けた補助事業者は、国庫補助金で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入の規定(法人税法第42条)の適用を受けることができます。ただし、これらの規定が適用されるのは、当該補助金のうち固定資産の取得又は改良に充てるために交付された部分の金額に限られます。なお、これらの規定の適用を受けるに当たっては、一定の手続きが必要となりますので、手続きについてご不明な点があるときは、所轄の税務署等に御相談ください。(公募要領 P12(4)その他 参照)

以上